

医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用を推奨しております。

また、オンライン資格確認によって患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報は、適切に管理・活用し診察を行ってまいります。

令和6年6月1日より、医療情報取得加算として下表の通り診療点数を算定いたします。

	マイナ保険証利用	情報提供の同意	点 数
初診 (月に1回)	あ り	す る	1 点
		しない	3 点
	な し		
再診 (3月に1回)	あ り	す る	1 点
		しない	2 点
	な し		

※上記にかかわらず、他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります

